

「新型コロナウイルス感染症対策の強化について」

1	実効性ある感染拡大防止対策の強化	1
2	社会経済活動の再開につながる検査体制の強化	4
3	命を守り、経済も守るための医療等提供体制の強化	4
4	ワクチン接種の円滑な実施	8
5	水際対策の強化	10
6	避難所における感染症対策への支援	11
7	地域経済への影響を踏まえた対策の実施	11
8	学校の臨時休業等教育現場への対応	15
9	社会全体のデジタルトランスフォーメーションの推進	17
10	風評被害を防止し、人権を守るための対策の徹底	17
11	孤独・孤立対策の推進	18
12	地方財政への十分な支援	18
13	地方自治体の事務執行等への配慮	20
14	感染症対策のBCP（事業継続計画）の策定支援	20
15	各種支援制度に係る特例措置等の恒久化	20
16	防疫体制の整備等	20
17	防疫対策を踏まえた分散型国土の形成	21

新型コロナウイルス感染症対策の強化について

新型コロナウイルス感染症は、2020年1月に日本で始めて感染者が確認されて以来、各地で感染が拡大した。

2020年2月から5月までのいわゆる第1波や、7月から8月までのいわゆる第2波については、外出自粛や休業要請の徹底など、国民の一丸となった取組により、全国的に感染者数は減少し、10月からのいわゆる第3波については、2021年1月に11都府県を対象に発令された「緊急事態宣言」により、全国的な感染者数は、3月中旬まで減少傾向が継続した。

その後、変異株の広がりを含む第4波の影響により、全国各地で感染者数が急増し、中部圏においても、愛知県に「緊急事態宣言」が発令、岐阜県及び三重県に「まん延防止等重点措置」が適用されるなど、大変厳しい状況となっていることから、感染防止対策の徹底とともに、更なる医療提供体制、検査体制の強化や、ワクチン接種の迅速化など、取組の強化が必要となっている。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響は、業種・規模を問わず、企業等に広がっており、売上や受注の急減、生産活動の停滞、失業者の増加など、地域経済に与える影響は、深刻さを増している。

地方自治体においては、この国家的な危機の打開に向けて、感染拡大防止等に全力を挙げて取り組んでいるところであり、国においても、従来の手法・手順にとらわれることなく、地方自治体との十分な連携により、徹底した感染拡大防止、重症者対策を中心とした医療提供体制の構築、社会・経済への影響の最小化等に引き続き全力を上げるよう、次の事項について提言する。

1 実効性ある感染拡大防止対策の強化

(1) 先般、新型インフルエンザ等対策特別措置法等が改正されたところ

であるが、感染症は、我々の生活を一変させてしまうほどの脅威であることから、国は、感染症に対する基本的な対応方針や理念などを示し、かつ、あらゆる感染症に関する法律の拠りどころとなる、感染症対策に関する基本法の整備等を検討すること。

(2) 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の区域指定又は解除にあたっては、データとエビデンスを詳細に示すとともに、決定過程を開示することで透明性を確保し、国民の安心につなげること。

(3) 感染拡大における施策の分析・評価・検証を行い、その結果等について、エビデンスとともに示すこと。

特に、従来株から置き換わりつつある変異株について、国民にこれまで以上の警戒を促す分かりやすいメッセージを早急に発出すること。

また、自治体の変異株への注意喚起を行うにあたり必要な情報として、変異株の分析結果、具体的感染事例、効果的感染予防策について詳細に自治体へ情報提供するとともに、国民への広報を行うこと。

さらに、後遺症についても、国が保有している全国の事例を専門家による分析・検証とともに的確に都道府県へ情報共有すること。

(4) 今後、住民の継続的な協力のもと、感染拡大を防止しながら経済活動を正常化していくため、これまでの疫学調査を基に、具体的な感染場面、マスクの有無などの情報を分かりやすく公表し、有効な対策について国民に周知すること。

特に、感染症法第15条に基づく「積極的疫学調査」は、感染症対策の基本であり、クラスターの急激な連鎖の防止と感染経路の把握による感染源を推定するもので、いわゆる感染経路不明の場合においても、調査により健康観察対象者を特定することができ、新たな感染拡大の予防に寄与するとともに、医療提供体制の維持に繋がるため大変有効な手段であることから、地方自治体が陽性患者や濃厚接触者に対する積極的疫学調査を確実に実施できるよう、国において必要な支援

を行うこと。

- (5) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業や営業時間短縮要請を円滑に行えるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関して、要請時期にかかわらず十分な額を支給する等、引き続き全面的な財政支援を行うこと。

また、「即時対応特定経費交付金」制度は、「協力要請推進枠交付金」が存続する限り継続すること。

併せて、規模別協力金が導入されたことを受けて事業者及び都道府県の双方の事務負担が大きくなっていることを踏まえ、審査、振込、コールセンターや、見回り業務等の外部委託などに係る事務費配分額を、実態に即して拡充すること。

- (6) 認証制度を活用した飲食の場における感染対策の強化を促進するため、時短要請の対象から除外することも含め、認証店を対象とした地域の実情に応じた需要喚起策を講じるほか、マスク飲食の効果や基本的な基準設定等について国として科学的に示すこと。
- (7) 旅館業法第5条の宿泊拒否の制限について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令時等、感染拡大防止のためにやむを得ない場合にあっては、宿泊施設で弾力的な運用ができるよう、法改正を含め制度の見直しを検討すること。
- (8) 感染拡大防止と社会経済活動を両立させるため、県境をまたいだ移動や観光について、専門家の意見を踏まえ、国として戦略を早期に策定し、方針を示すこと。また、策定した方針を基本的対処方針に明記し、国が責任をもって必要な対策を講じること。
- (9) 社会福祉施設等において、新型コロナウイルス感染症の発生により休業要請を受けて休業した場合には、補償が受けられるよう措置を講じること。
- (10) 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法等の運用見直し

にあたっては、各都道府県が裁量を活かし、感染拡大の防止に取り組んでいる実情を踏まえ、地方の意見を十分に聞く機会を設けるとともに、十分な周知期間を設けること。

2 社会経済活動の再開につながる検査体制の強化

- (1) 必要な検査が実施できるよう、地域の状況に応じ、検査試薬を調達・確保するなど、検査体制の強化に必要な支援措置を講じるとともに、全国各地での変異株の増加を踏まえ、N501Y、E484Kなどの変異も含め、新型コロナウイルス検体の全数調査を最終目標として、N501Y以外の変異株も対象としたスクリーニング検査が地域で実施できるよう、民間検査機関における実施を働きかけることも含め、体制を早急に構築すること。

加えて、抗原検査の活用について、速やかにその制度設計を行い、緊急事態宣言等の対象地域に限らず、全国すべてで財政措置を行うこと。

また、検査体制強化に伴うPCR検査等の公費負担についても、緊急包括支援交付金や地方創生臨時交付金の対象とするなど、地方負担分は全額国の責任において財政支援を行うこと。

- (2) 各地方衛生検査所等において、国の要請に応じて、変異株の検査が円滑に実施できるよう、国として、検査に必要となる費用及び人員の確保、検体の保管ルールの設定等、検査拡充に向けた具体の道筋を示すこと。

3 命を守り、経済も守るための医療等提供体制の強化

- (1) 感染症患者の入院受入医療機関などにおける体制を強化するために、医療機器や医療物資の確保など医療従事者が安心して従事できるよう支援を速やかに行うこと。

一時期に比べ、医療機関等における在庫不足は緩和されているが、N95マスク、非滅菌手袋をはじめ一部物資については依然として在庫不足の状況であるため、引き続き、国の責任において、十分かつ継続的な確保を行うこと。

また、医療従事者に対する手厚い危険手当の支給や医療機関に対する財政的支援等を実施するための更なる財政措置を速やかに講じること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の患者受入れに関わらず、受診控え等により経営が悪化している医療機関に対し、安定的な経営を確保するための更なる支援を行うこと。

また、福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充や受入患者数に応じた医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう継続的に対処すること。

- (3) 空床確保に対する国の支援制度では、専用病床を病棟単位で確保するなど一定の要件を満たす医療機関を「重点医療機関」とし、補助単価について、段階的に引上げがなされた一方で、それ以外の「一般医療機関」は、補助単価が低く抑えられているが、単価に格差をつけることは経営上の問題に直結し、ひいては病床確保に支障を来すことになりかねないことから、必要な予算の確保と実態を踏まえた支援制度の拡充を行うこと。

- (4) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等で示された、病床確保計画の見直しにあたっては、コロナ病床、宿泊療養施設、後方支援病床といった医療提供体制確保の更なる見直しを求めていることから、引き続き新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による十分な財政支援を行うこと。特に、コロナ病床の稼働率向上のため、後方支援病床の確保等についても盛り込まれたところであり、その確実な確保のため、新型コロナウイルス感染症患者を受け入

れる病床と同様の空床補償制度の創設など、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠による支援を行うとともに、同一医療機関内での転床時も診療報酬かさ上げ措置の対象とすること。

併せて、病床確保計画の見直し及び感染者急増時の緊急的な患者対応方針の検討にあたっては、過度な負担を医療現場にかけることにならないよう、地域の実情に即した適切な計画が立てられるよう配慮すること。

また、今後の深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、都道府県間の広域的な連携による患者受入れを支援する仕組みを国において構築するとともに、一般医療を制限した際に生ずる経営上の損失の補償についても国の責任において財源措置を行うこと。

- (5) 公立病院に対する一般会計からの支援である繰出金について、国が定める基準に基づく繰出金は地方交付税措置の対象となるが、単なる赤字に基づく基準外の繰出金は財源措置されない。感染患者の受入は公立病院が中心となっているが、感染の長期化に伴う一般患者の受診控えに伴う経営の悪化は、感染症対策にも影響を与えるものである。こうした状況を踏まえ、公立病院への一般会計からの繰出金については、新しい基準の創設や現在の基準の緩和により、地方交付税措置の拡充を図ること。
- (6) 令和2年度において医療機関、介護・障害福祉サービス施設、事業所に勤務する職員を対象に慰労金が支給されたところであるが、子どもとの直接的な接触を避けられない職場で自身の感染リスクを抱えながら、社会機能を維持するために働いていただいている保育士、放課後児童支援員等の児童福祉施設等の職員に慰労金の支給を行うこと。
- (7) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、介護保険の居宅サービス事業所や障害福祉サービス事業所、認可外保育施設において、サービス

の利用控え等により、厳しい経営状況におかれていることを踏まえ、地域における福祉サービスの提供体制を維持するため、報酬減少相当額等を補填する制度を創設すること。

また、介護サービス事業所等が必要なサービス等を継続して提供するための感染防止対策等、介護報酬の対象とならないかかり増し経費に対する支援について、感染者・濃厚接触者が発生していない事業所等も対象とするとともに、介護報酬の特例措置について、必要に応じて10月以降も適用させること。

加えて、老人福祉施設等をはじめとした公共施設での感染防止対策をさらに徹底するため、感染症対策に必要な備品等に対して継続して財政支援を行うこと。

(8) 国内での新型コロナウイルス感染症の症例等を取りまとめ、診断及び治療に有用な情報提供を行うこと。

(9) 新型コロナウイルスを完全に制圧するためには、必要十分なワクチンの確保・供給が必要であり、また、重症化を予防する治療薬の存在は不可欠である。このため、安全保障の観点から、治療薬・ワクチンの国産化を国家的重要戦略として位置付け、基金の創設など大胆な資金投入を行い、治療薬・ワクチンの研究開発を行う企業に対して重点的な支援を行うこと。

また、新型コロナウイルスが感染拡大する中、医療関係物資が不足したことを踏まえ、医療物資や機器の国産化、輸出産業化を推進するため、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。

(10) 季節性インフルエンザと同時流行する局面に備えて、次年度以降の分も含め、インフルエンザワクチンの十分な供給量の確保及び供給時期の早期化を行うこと。

(11) 積極的疫学調査や入院勧告など、重要な機能を担う保健所職員が多忙な状況が依然として続いていることから、保健所として組織的に新

型コロナウイルス感染症対応に当たるためにも、特定医療費（指定難病）受給者証の更新手続といった、事務量が多く、令和2年度において手続きが延期されたものについては、今年度も引き続き延期すること。

4 ワクチン接種の円滑な実施

- (1) ワクチン接種については、「国民の安全・安心を第一に進めていく」との基本姿勢に立ち、現場で生じる種々の疑問に対し早急に対応できる体制を構築するなど、接種体制やシステムも含めた諸課題について検証しながら丁寧かつ着実に進めること。

また、ワクチン供給が予定どおり確実に行われることはもとより、現場での準備が円滑に進むよう、国として、いつまでに国民の何割の接種を目指すのかというグランドデザインを早期に明らかにした上で、ワクチン接種の間隔等について適切な検討を加え、ワクチンの種類や量、供給時期、副反応の事例・分析結果等の情報を含め、現場で住民の理解を得てワクチン接種を円滑に進めるため、より具体的に供給スケジュールや配分量等について確定日付けでの提示も含め、可及的速やかに示すとともに、接種現場で廃棄処分につなげることなく全量を有効活用できるよう、臨機応変に接種対象者とする弾力的な運用方針を明示すること。

併せて、市町村や医療機関等が連携して円滑かつ迅速に実施することができるよう、ワクチン接種の意義・有効性及び副反応も含めた具体的情報を全ての国民に対し、迅速かつ分かりやすく周知・広報を行うほか、副反応情報を組織的に都道府県と共有する仕組みをつくること。

- (2) 副反応により健康被害が出た場合の審査について、市町村が個別に予防接種健康被害調査委員会を設置して行う負担を軽減するよう、広域で実施することも含め弾力化を図ること。
- (3) 高齢者接種の7月末までの完了に向けて都道府県が行う「大規模接

種」について、市町村への情報提供を図りモデルナ社製ワクチンについての国民向け広報を行うとともに、都道府県と協議の上、機動的に都道府県が実行し国負担により接種を行う制度設計を図ること。併せてワクチンの接種や問診などを担う人材確保という観点から、国立病院機構や大学病院、鉄道会社の付属病院などの企業立病院、健康保険組合立病院、産業医を擁する事業者内診療所などの医療資源を最大限活用できるよう、縦割りを打破し、関係省庁から強力に働きかけを行うこと。また、使用が予定されているモデルナ社製ワクチンの迅速な配送及び都道府県に対する財政支援を、国の責任において確実に実施すること。

- (4) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の上限額については、当初示された上限額から増額されることとなったが、送迎費用等も含め接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないように、引き続き、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において、きめ細かく必要な財政措置を講じること。
- (5) 今般、希望する高齢者への2回接種を7月末までに終えるよう国から要請があったが、当初予定していた接種スケジュールを前倒しするためには、医療従事者の確保が極めて重要である。国からは、時間外・休日の接種費用の上乗せと、集団接種会場に医療従事者を派遣した医療機関に対する交付金の支給、更に市町村分のワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の追加交付について示されたが、国の要請どおり接種を完了させるためには、それでもなお必要な医療従事者の確保が課題となる。このため、医療従事者へのインセンティブとして、時間外や休日以外の「ワクチン接種対策費負担金（2,070円）」についても増額するとともに、時間外・休日にワクチン接種をする医療機関に対する更なる財政的な支援を行うこと。
- (6) 重症化リスクが高い高齢者等の施設利用者に直接接する観点から、通

所サービス従事者についても優先接種の対象として取り扱うなど、弾力的な対応を行うこと。

- (7) 高齢者の接種終了を見据えて、職域接種等に係る方針を早期に示すこと。

5 水際対策の強化

- (1) アフターコロナ時代における人的交流の拡大を見据え、地方の空港、港湾における水際対策を確実に実施するための検疫及び検査体制を継続・強化すること。

また、N501Y変異がある変異株に加え、E484K変異がある変異株についても、PCR検査等で迅速に検出可能な体制を整え、変異株のサーベイランスを強力に進めること。

- (2) 3月26日以降の全ての入国者・帰国者については、国が設置した「入国者健康確認センター」において健康フォローアップ及び自宅待機の確認を行うこととなり、都道府県の負担が軽減したところであるが、健康観察期間中に入国者等が所在不明となることのないよう、所在や連絡先の把握など引き続き水際対策の強化に取り組むこと。
- (3) 新たに入国する外国人に対して、入国時に多言語かつ分かりやすい表現で、日本滞在中の感染防止対策徹底の啓発を強化すること。
- (4) 成田、羽田、関西、中部等の空港を対象に体制確保が進められている、ビジネス上必要な人の往来に係る入国時の検査について、航空会社から運航の要望があるその他の空港についても、必要となる検査体制を拡充すること。
その際には、中国（香港及びマカオを含む）及び韓国からの旅客便を航空会社から運航の要望があるその他の空港に到着できるようにすること。

6 避難所における感染症対策への支援

避難所における感染症のまん延を防止し、また、避難の必要な住民が躊躇し、逃げ遅れることのないよう、避難所での感染を予防するための資機材の整備に対する財政支援など、避難所を運営する市町村への十分な支援措置を講ずること。

7 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大の長期化による地域経済への影響を最小限にとどめるため、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和、企業規模に応じた支援額の引き上げ等、大企業とみなされ対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用、税の減免・優遇措置・猶予など、事業者や労働者等への支援を行うこと。加えて、これら支援策の活用を働きかけるための周知・広報や申請サポート体制整備、適正な手数料設定、申請簡素化なども含め、迅速で実効的な支給につなげること。

また、国は金融機関に対し、借り換えや返済猶予等の条件変更に積極的に応じるよう要請を行っているが、引き続きアフターコロナを見据え、民間金融機関の実質無利子・無担保融資の申込み再開等、事業者の資金繰り支援を万全とするよう政策の実行を図ること。

さらに、事業者において雇用の維持の見通しを立てることができるよう、新型コロナウイルス感染症の収束までの間、雇用調整助成金の特例措置を縮減することなく、全国一律で適用するとともに、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の更なる延長などの必要な対策を講じること。なお、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」については、制度の利用促進に向けた周知や事業主に対する制度への理解及び協力の働きかけを徹底すること。加えて、不当な解雇・雇止め等を防止するため、労働関係法令の周知徹底を図る

こと。

- (2) 感染拡大に対応し緊急事態措置やまん延防止等重点措置等を実施する場合は、申請要件緩和や規模に応じた給付上限拡充を実施した上で、引き続き、「一時支援金」や「月次支援金」等の給付を適時行うなど、広く地域経済への影響を緩和するために必要な支援を行うこと。

併せて、申請手続きについても、簡素化若しくは手続きが不慣れな事業者に対する専門家の支援等の制度の充実を図るなど、支援が必要な事業者に行き渡るよう措置を行うこと。

- (3) 感染症や災害等によるサプライチェーンの分断リスクを低減し、地方の生産拠点機能の強化を図る観点から、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」について、来年度以降も継続し、長期的に活用できるようにすること。

また、地方の中小企業においても必要な調達・生産・物流体制の再構築を行えるよう、申請手続きを簡素化すること。

- (4) 当面、新型コロナウイルスと共生する社会経済活動が不可欠となる中、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の、新しい生活様式に対応した設備等の導入など、事業継続に向けた感染防止対策への支援措置を継続的かつ積極的に講じること。

- (5) Go To トラベル事業の一時停止等により、裾野の広い観光関連産業をはじめ地域経済に大きな影響が及んでおり、引き続き感染状況等を踏まえながら機動的に雇用創出・消費喚起対策や総需要対策を行うこと。

また、雇用や地域コミュニティを支える商店街を支援するため、例えば「プレミアム付商品券事業」のような直接消費に結びつく施策を実施すること。

- (6) 農林水産物の消費低迷、外国人材の不足などの影響の長期化が懸念される中、需要喚起に向けた支援や労働力確保対策など、農林漁業者

の経営継続のための取組を一層強化すること。

また、アフターコロナを見据え、担い手の育成・確保や生産体制の強化、多様な出荷形態への対応などの取組についても中長期的視点で支援を充実させること。

(7) 生産性向上や新たな付加価値創出、産業の国内回帰、新たなビジネスモデルへの転換等に対する予算措置を、地域独自の対策の支援も含め、十分に講じること。

(8) 鉄軌道、バス、タクシー、フェリー等の公共交通機関は、緊急事態宣言解除後も厳しい利用状況が続いている一方で、国民生活の安定、生活の足を確保する観点から事業を継続している。

また、社会経済活動の回復に向けては、三つの密を避け、人と人の距離を確保することが重要であるため、駅構内や車両内の混雑緩和対策に資する施設等の整備についても促進していく必要がある。

「新しい生活様式」に対応しつつ、地域公共交通を維持するため、既存補助事業の弾力的な運用はもとより、国庫補助率の嵩上げや新たな経営支援策の実施など、強力な支援措置を講じること。

(9) 航空宇宙関連企業は新型コロナウイルス感染症による世界的な旅客機需要激減により厳しい経営環境に直面している。このため、設備維持に向けた支援や防衛機・装備品等の早期調達、周辺機材・装置等の中小企業への直接発注等の事業継続支援はもとより、影響の長期化を見据えた雇用調整助成金の特例措置の継続、既存技術を活用した新分野展開支援等の充実、さらには需要回復後を見据えた支援策を講じること。

(10) 厳しい経営状況が続く中部国際空港株式会社等が、引き続き安全で安定した空港運営を行えるよう、必要な支援を行うこと。

(11) 航空ネットワークの早期回復に向けて、経営環境が悪化している航空会社等に対する追加の支援措置を講じること。

- (12) 観光関連産業をはじめ地域経済が持続的に維持・回復できるよう、Go Toトラベル事業などGo Toキャンペーン事業については十分な実施期間を確保するとともに、各地域の感染状況に応じて柔軟な運用を図ること。

また、「地域観光事業支援」について、感染状況に応じ、例えば近隣圏域での旅行も対象とするなど、柔軟かつ弾力的な運用とすること。

さらに、感染拡大期においても観光関連事業者の将来需要の確保と事業継続を支援するため、全国で宿泊等に利用できる前売りクーポン事業を速やかに創設すること。

なお、制度変更などの際は、関係事業者が十分な準備を整えられるよう事前に周知を図るとともに事務の簡素化等に努めること。

また、感染拡大防止のため、観光関連事業者が実施する感染症対策に対して、引き続き、支援措置を講じるとともに、観光客や観光事業者に対して感染症対策の徹底を国として積極的に求め続けること。

- (13) 新型コロナウイルスの感染拡大や災害発生など非常時における事業継続性の確保を図るため、テレワークや時差出勤、さらにはワーケーションなどの柔軟な働き方の取組に対する支援の一層の充実を図ること。

また、コワーキングスペース、サテライト・オフィス、宿泊施設及び観光施設などでのテレワークやワーケーション受入環境整備に対する補助金や税制優遇などの財政支援を拡充すること。

- (14) 全国の有効求人倍率は回復傾向にあるものの依然として低水準であり、今後も雇用情勢のさらなる悪化が懸念されているため、地域の雇用状況や女性、障害者、定住外国人などそれぞれの状況・特性に応じた実効性のある雇用対策を講じること。また、再び就職氷河期世代を生み出すことがないように、新規学卒者等の雇用促進に万全を期すとともに、一人でも多く新規学卒者等を採用するよう、採用枠の拡大を

事業者等に強く働きかけること。

さらに、業種間での労働移動の促進策などを講じてもなお離職者の雇用機会を公が緊急に創出する必要がある場合において、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、雇用の受け皿を確保することができるよう、リーマン・ショック時を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」を創設すること。

また、業種間での労働移動の促進策として新たに講じられた「産業雇用安定助成金」について、活用促進に向けた制度の周知を徹底するとともに、申請書類に関する相談はもとより、在籍出向の導入・普及に向けた労務相談等にも対応できるサポート体制を整備すること。

- (15) あらゆる産業において、AI・IoT等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力の強化に加え、労働力不足の解消や、地域活力の維持・向上を図るため、情報発信や人的・財政的支援、人材育成等、必要な措置を講じること。

8 学校の臨時休業等教育現場への対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国一斉の臨時休校を契機に、全国で実施されたオンライン教育の成果と課題について検証を行うとともに、地方自治体が感染の状況に応じて、オンラインでの在宅授業などの取組が進められるよう、遠隔授業における様々な要件の緩和や見直しを行うこと。
- (2) 児童生徒間の十分な距離を確保し、必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するため、中学校についても、義務標準法の改正により少人数学級を早期に拡充すること。

また、児童生徒の健康管理や学校の衛生管理、手洗い指導などの保健教育を行う養護教諭の複数配置の拡大を講じること。

加えて、小中学校における感染予防をさらに徹底するため、手すり・ドアなどの消毒や健康観察、教材準備の補助等を行うスクール・サポート・スタッフ等の配置や、感染症対策に必要な備品購入費や消耗品費などについて継続して財政支援を行うこと。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の発生等に起因して対応の必要が生じた子どもの心のケアや家庭環境の支援のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家の配置に係る継続的な支援を行うこと。
- (4) 学習の遅れを取り戻すためには、家庭学習への支援がより重要となり、また、再度の感染拡大による今後の臨時休業時の備えをしておく必要があることから、情報機器等のハード整備に加え、オンライン学習支援サービスなどのソフト導入・保守費用及びインターネット回線費用についても、継続的な財政措置を講じること。

また、オンライン教育用の教材にかかる著作権への対応、特に、著作物の使用にかかる補償金制度について、令和3年度は地方交付税措置を講ずることとされているが、地方の負担を伴わない制度を恒久化すること。

- (5) 安全・安心な学校給食の安定的な供給を図るため、新型コロナウイルス感染症などの影響により、学校給食関連事業者の損失等が発生した場合、必要な支援を行うこと。
- (6) 家計急変により、経済的困難が生じた学生に対する授業料減免及び奨学金（給付型・貸与型）について、迅速な認定が行われるようにするとともに、授業料の支払いを免除・猶予する高等教育機関への支援を継続すること。

また、学生の学ぶ機会が失われないよう学生支援緊急給付金など学生に対する支援制度の充実を図ること。

さらに、高校生等に対する就学支援金については、年度途中の家計

急変にも対応できるようにするなど、児童・生徒の学ぶ機会をしっかりと確保できるよう、支援の充実を図ること。

- (7) 感染症対策を実施する高等教育機関が、必要とする設備や機器を確保するとともに、メンタルケアなど学生への支援を十分に実施できるよう、「国立大学法人運営費交付金」及び「私立大学等経常費補助金」、「独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金」の追加配分や「私立大学等経常費補助金（特別補助）」の大幅増額、補助制度の充実を行うとともに、補助制度の弾力的運用による事務負担の軽減を図ること。

また、公立大学に対しても、設置者である地方自治体に対し、地方交付税措置の増額による支援を図ること。

9 社会全体のデジタルトランスフォーメーションの推進

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として顕在化したデジタル化の遅れを解消し、社会全体のデジタルトランスフォーメーションを推進するため、デジタル庁の創設にあたっては、官民間問わず能力が高い人材を集め、国民がデジタル化の利便性を実感できる社会の実現をめざすととともに、国際協調の窓口としての役割を担う、世界に伍する組織づくりを図ること。
- (2) デジタル化に向けた取組への財政的支援や取組の推進に必要な人材育成や確保への支援を行い、デジタル化の推進に関して、課題解決の方向性や各種施策等の検討に際して国と地方が協議する場を設置し、地方の声を反映させるプロセスを設けること。

10 風評被害を防止し、人権を守るための対策の徹底

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染者及びその家族等のもとより、患者の治療にあたる医療機関、医師、看護師及びその家族が偏見や差別な

どに苦しむことがないよう風評被害の防止を徹底すること。

- (2) 感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNS人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

- (3) 新型コロナウイルスに感染した人やその家族、感染拡大による日常生活等への影響によりストレスや不安等を抱えた住民等に対して、適切なこころのケアが実施できるよう必要な予算の確保を行うこと。

11 孤独・孤立対策の推進

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、深刻化している孤独・孤立の問題については、国において議論が進められているところであるが、孤独・孤立はいつでも、誰でも起こりうるという認識のもと、課題やその解決に向けた必要な戦略や指標、具体的な取組など、施策の全体像を早急に示すとともに、対策を強力に進めること。
- (2) また、さまざまな対象に応じて、迅速かつきめ細かな支援ができるようアウトリーチ型の支援等の充実を図ること。
- (3) 地方が地域の実情に応じて、取組を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金や地域女性活躍推進交付金、地域自殺対策交付金、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金などの予算について、制度の拡充や必要な額の確保を継続して行うこと。

12 地方財政への十分な支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策は、国家的な危機管理の問題であることから、地方自治体や医療機関等が行う各種対策に要する費用について、国の責任において、必要な経費全額を負担すること。また、地方交付税を含め必要な資金を早期に交付し、地方自治体における資金繰りへの対策を講ずるなど、機動的な財政出動を行うこと。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、今後の感染状況も踏まえ、必要に応じて予備費を活用するなどして、交付金の増額を機動的に行うこと。

また、基金への積み立て要件の弾力化や期間延長、繰り越しに係る柔軟な対応や手続きの簡素化、実施計画の柔軟な変更の承認や実績報告の簡素化など、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度とすること。

特に、事業への資金繰り支援に係る信用保証協会の代位弁済に対する都道府県負担など、債務負担行為に基づき後年度に生じる財政負担に備えるため、こうした経費を対象とする基金積立要件の弾力化や、現在、令和5年度末（利子補給は令和8年度末）までとされている基金取崩し期間の延長、手続きの簡素化などを図ること。

加えて、今般の感染拡大による時短要請の長期化により、協力金にかかる地方負担が多額になると見込まれるが、先般配分があった「事業者支援分」を充てることは認められておらず、財政負担の増加が懸念される。今後とも地方が適時適切な対応を行えるよう、補正予算等で目に見える形で交付金の総額を確保するとともに、柔軟な運用を認めること。

また、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、使途拡充や対象期間の延長を含め今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。

- (3) 経済活動の低迷、雇用環境の悪化等に伴い、大幅な地方税の減収が見込まれるため、地方交付税の増額や減収補填債の対象拡大の継続な

ど、地方財政を支援するための万全の措置を講ずること。

- (4) 今後の感染拡大や収束の状況を踏まえ、感染拡大に伴い必要となる新たな対策や、収束後の地域経済活動の回復に向けた大規模な経済対策など、改めて必要な財政措置を講ずること。
- (5) 収入が減少した方の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料減免について、引き続き国による全額の財政支援を継続すること。

13 地方自治体の事務執行等への配慮

地方自治体が新型コロナウイルス感染症対策に注力できるよう、当面、国においては、各種照会や調査等、急を要しない事務を地方自治体に要請しないよう配慮するとともに、法令に基づく計画の策定や中間見直し、評価・実績報告等についても可能なものは、休止又は延期するなどの措置を講ずること。

14 感染症対策のBCP（事業継続計画）の策定支援

企業等において、感染症を想定したBCPの策定・改善が図られるよう支援を継続すること。

15 各種支援制度に係る特例措置等の恒久化

新型コロナウイルス感染症対策として講じた各種支援制度に係る特例措置等について、今後、同様の事案が生じた際に即座に発動できるよう、制度の見直しを行うこと。

16 防疫体制の整備等

- (1) 「防疫」に関する医学的な研究をはじめとする防疫費については、必ずしも十分な資金が投入されているとは言えないことから、国民の

生命・健康を守るため、防疫に対し、十分な財政措置を講じること。

- (2) 予期せぬ感染症に的確に対応するには、水際対策や感染拡大防止策を中心とした防疫業務が重要である。国の強力なリーダーシップが必要であることから、省庁横断的な対応を可能にすること。

併せて、感染拡大の前段階での迅速な対応を可能とするため、感染症対策に関する専門知識を持つ職員を増強し、国内外の感染症の発生動向を常時監視するとともに、リスクを評価すること。

加えて、都道府県の感染症対策を総合的に担う感染症専門機関の設置に向けて、全国的な制度の創設を図ること。

- (3) 症状に応じた適切な感染症医療を広く提供するためには、医師、看護師をはじめ、すべての医療従事者が感染症医療に精通する必要がある、また感染状況によっては、従事者が不足する地域も想定されることから、国による人材育成や派遣体制の整備を図ること。

17 防疫対策を踏まえた分散型国土の形成

新型コロナウイルス感染症により、我が国における大きな課題として、東京一極集中のリスクが改めて国民に認識されたところであり、ポスト東京時代を拓くべく、5Gをはじめとする情報通信基盤の整備を進めた上で、ワーケーション等の新しい働き方の促進を含めた自然と共生する新たなライフスタイルの構築への誘導や中央省庁、企業、大学等の研究機関の地方分散（首都機能の移転を含む）、地方創生の推進にもつながる国土強靱化など、国土構造の転換に向けた大胆かつ速やかな取組を行うこと。